

社会福祉法人京都福祉サービス協会 「男女の賃金の差異」の情報公表

2023（令和5）年度における「男女の賃金の差異」は以下のとおりです。

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)	(参考) 労働者の構成比	
			うち女性
全ての労働者	55.4%	100.0%	83.4%
正職員	90.7%	29.7%	61.8%
非正規職員	79.9%	70.3%	92.5%

<付記事項>

(1) 対象期間

2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

(2) 非正規職員

嘱託職員、準職員、地域限定職員、契約職員、ホームヘルパー（契約ヘルパー、パートヘルパー、生活支援サポーター）を含み、派遣職員を除く

(3) 賃金

基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金を除く

(4) 差異についての補足説明等

- ・全ての労働者において男女間の賃金差（男性の賃金に対する女性の賃金の割合が55.4%）が生じている主要因は、全労働者に占める非正規職員（その大半はホームヘルパー）の割合が高く、しかもその大部分を女性が占めていることが挙げられます。
- ・男女間の賃金差を縮減できるよう、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に掲げた内容（管理職に占める女性労働者の割合を高める、女性労働者の平均継続勤務年数の引き上げ）を実践していくとともに、非正規職員の正職員登用を推進します。
- ・また、男性労働者が積極的に育児や介護を行えるよう、男性労働者の育児介護休業や短時間勤務の活用を推進します。